



子どもの権利を保障する責務と市の推進体制

学校等関係者



- 学校等関係者は、子どもが主体的に育ち、学ぶ環境づくりに努めなければなりません。

- 学校等関係者は、子どもの身近にいる大人であることを自覚し、虐待、体罰、いじめなどから子どもを守るため、関係機関と連携し解決にあたるよう努めなければなりません。

- 学校等関係者は、子どもが子どもの権利について理解し、意見を表明する機会を設け、支援に努めなければなりません。



連携・協働

事業者

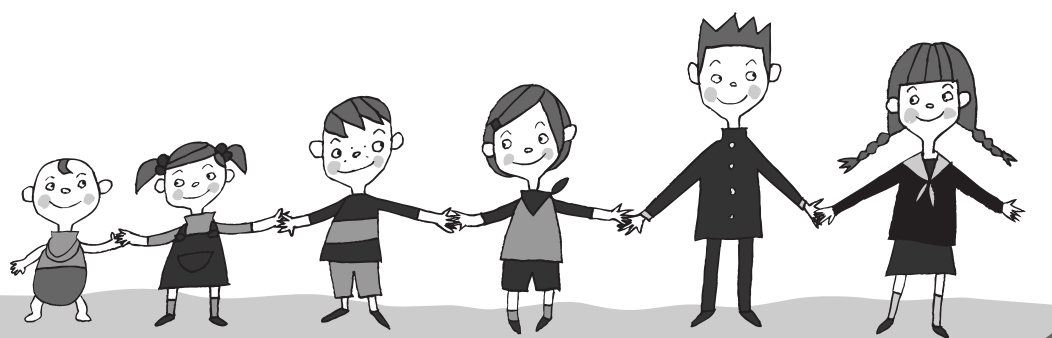


- 事業者は、その社会的影響力と社会的責任を認識した事業活動を行うとともに、若年層の就労支援、従業員に対する人材育成及び社会人としての教育に努めなければなりません。
- 事業者は、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の観点から、子育て期の従業員が仕事と子育てとを両立できるよう職場環境づくりに努めなければなりません。
- 事業者は、従業員に対し仕事と子育てを両立させるための働き方に対する意識の向上や、子どもや子育て家庭を支援する社会的な取組に参加・協力することを促すよう努めなければなりません。



連携・協働

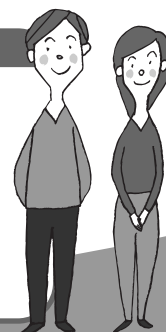
子どもたち



保護者

- 保護者は、子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を有し、子どもを守り育てなければなりません。

- 保護者は、子どもにとって最善の方法は何かを考え、子どもの年齢と発達に応じた養育に努めなければなりません。



連携・協働

地域住民等

- 地域住民等は、地域のさまざまな人や自然や社会や文化とのかかわりの中で、子どもの豊かな人間性が育まれることを認識し、子どもの支援に努めなければなりません。
- 地域住民等は、虐待など暴力や犯罪などから子どもを守り、安全で安心な地域づくりに努めなければなりません。
- 地域住民等は、子どもが地域社会の一員であることを認識し、子どもとともに地域活動を行うよう努めなければなりません。



連携・協働



名古屋市

- 市は、子どもの権利を保障するため、子どもにとって最善の方法は何かを考え、子どもに関する施策を推進しなければなりません。

- 市は、子どもの権利を守り、子どもを支援するため、保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者がそれぞれの責務を全うするよう、必要な支援や連携を図らなければなりません。

- 市は、国、県及び子どもに関わる関係機関と相互に連携し、協働しなければなりません。

- 市は、子どもに関する施策を実施するため、財政上の措置その他の必要な措置を講じなければなりません。

推進体制の整備

子ども総合計画の策定と公表、評価

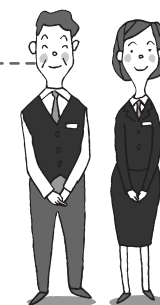
子どもなど市民の意見を聴いて、子ども総合計画を策定し、市民に分かりやすく公表します。また、その結果を評価し、公表して意見を聴きます。

推進協議会の設置

重要な事項を調査審議し、推進するため、推進協議会を置きます。

拠点施設の設置

総合的な拠点施設を設置します。



子どもたち自身が互いの権利を尊重し、責任ある社会の一員として育つよう社会全体で支援します！